

第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

○ 日 時 令和8年8月31日（月） 10:30～12:00

○ 場 所 大分市役所議会棟4階 全員協議会室

○ 出席者

【委 員】

渡邊 博子 委員長、荒金 一義 委員、増田 真由美 委員、
小岩 咲希 委員、高橋 華音 委員、正池 功 委員、
足立 美乃里 委員、田崎 敢 委員 （計8名）

【事務局】

企画部次長 村田 潤、企画課長 雨川 陽之、
企画課参事 清水 活喜、企画課参事 黒木 眞由美、
企画課行政改革推進室長 大野 貴稔、企画課広域連携推進室長 椎原 進介、
企画課行政改革推進室主査 高橋 孝幸、企画課主任 深見 千尋

【傍聴者】

なし

○ 次 第

- （1）令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言を踏まえた本市の取組について
- （2）大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について
- （3）その他

< 第2回 検討委員会 >

事務局	お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。本日は3名から都合により欠席とのご連絡いただいておりますので、ご報告させていただきます。また、〇〇委員が今回初めてご参加となりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。
委員	皆さん、こんにちは。はじめまして。自分とマチを彩る若者会議の委員として参加させていただきます。普段は大分大学の経済学部で学生をしております。こういうところでしゃべるのはあまり慣れてないので、ちょっと緊張していますが、自分なりに一生懸命頑張りたいと思います。本日はよろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。それでは、ここより議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項におきまして、委員長が委員会の議長となっておりますことから、渡邊委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
委員長	皆さんおはようございます。今日もお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。事務局はご準備等、ご対応も本当にありがとうございます。第2回ということで、非常に詳細なところまで入っていくかと思っておりますので、それぞれの立場から忌憚のないご発言をお願いできればと思います。着座にて失礼をいたします。それでは議事に入ります。まず議事の1番目です。「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言を踏まえた本市の取組について」、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは、本日も着座のまま失礼いたします。資料1「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言を踏まえた本市の取組について」をご覧ください。 先日開催いたしました第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会議事3におきまして、「前回の見直しの提案が、どういう形で実現をされているのか、あるいは取り組まれているのかについて、教えてほしい」等、令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言に関するご意見をいただきました。この資料は、5年前の令和3年度の条例見直しに係る検討の際に、条例の見直しに関し広く市民の意見を聴くために設置された「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」において、計4回にわたる議論の結果をまとめた提言書を抜粋したものですので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。なお、提言書全文につきましては、参考資料1-1として机上に配布しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。 「1. 条例改正の必要性」につきましては、表の左欄にありますように、令和3年度提言において、「現在のところ、大分市の自治の基本理念等を再考するほどの社会情勢の変化はなく、条文を見直す必要はない」とのご意見をいた

できました。

本市の対応といたしましては、表の右欄にありますように、検討委員会からの提言や庁内検討委員会等を総合的に判断し、本市の判断として、「令和３年度の検討において、条文の改正はしないものとする」としました。

「２．条例の運用」につきましては、大分市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重するための改善点について様々な意見が付され、今後、これらの点に留意し、条文に基づく各種取組を進めるよう提言いただきました。表に沿って一部抜粋してご紹介いたします。

１点目「条例ではあえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を謳っていることから、子どもの年齢に応じたまちづくりへの参画を促すための具体的な手法について検討を進めていく必要があります。」との意見につきましては、中学生の企画・運営によるどこでもコンサート、自分とまちを彩る若者会議、地域課題をテーマとした地域ブランディング授業等の実施、令和８年度大分市学校教育指導方針における本市の目指すこども像「ふるさとを愛し、新たな時代を創造するこども」に向けた、地域の方を講師とした祭り等の学習、子ども会活動の啓発チラシ、子ども会活動の運営方法や活動事例を紹介する「子ども会活動 ハンドブック」、「You Tube 版子ども会活動ハンドブック」を本市 HP にて公開しております。

２点目「第６条第１項「まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること」について、「積極的に」という記載があるが、まちづくりへの参画については色々な考えを持った人がいる中で、参画が「強制的」と捉えられないか懸念されます。現在、価値観の多様化が進んでいることから、色々な価値観を持った人たちがいるということを念頭に条例の運用を行う必要があります。」、３点目「今後も行政改革など財政健全化に向けた取組や国・県へ適切な財政措置を求めることで、通常時はもとより、新型コロナウイルス感染症等の有事の際でも、引き続き必要な事業を行うことができるよう適切な財政運営に努める必要があります。」、４点目「第２０条「常に災害等の緊急の事態に備え」について、新型コロナウイルス感染症は条文中の「等」に含まれると解釈できますが、逐条解説にその旨を記載する等、市民に分かりやすい形を取る必要があります。」につきましては、右欄にありますとおり意見を踏まえた逐条解説の改訂をいたしました。

５点目「条例の周知のため、若者をターゲットにした SNS などの新たな広報や、覚えやすく馴染みやすいネーミングやサブタイトルを付ける等といった手法について検討する必要があります。」につきましては、市報や大分市まちづくり自治基本条例パンフレットでの周知のほか、学生に対する説明等を実施するとともに、お手元に参考資料１－２としてお配りしておりますとおり、大分県立芸術文化短期大学の学生と協力して、条例を知ってもらうためのパンフレットを作成いたしました。このパンフレットは、本市 HP 及び同短期大学の HP で公開しております。

本検討委員会の検討の結果も提言としておまとめいただきますが、今後も大分市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を踏まえ、取組を進めてまいります。

議事１についての説明は以上でございます。

委員長	ご説明ありがとうございます。また、これまでの取組をおまとめいただきありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。前回意見を申し上げたことに関して、このような形で取組まれたということです。まだまだ途上のところもあるかと思いますが、それでも一つ一つ、具体的に取り組まれたということで、評価されるのではないかなと思います。ご意見等ないということではよろしいですかね。 それでは、次に移りたいと思います。議事の2番目です。「大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について」でございます。今回から本格的に規定の検討に入ります。前回の第1回検討委員会で、委員の皆様から出していただきました意見に関連する条文を中心として検討を進めていきたいと存じます。まずは、各条文及びその規定に基づくこれまでの行政の取組につきまして、事務局からご説明を受けた後に、条例改正の必要性、それから、本条例に基づく市民主体のまちづくりの今後の推進に向けて議論をしてまいりたいと思います。議論は各章に分けて行っていききたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、事務局からご説明をお願い申し上げます。
事務局	資料2-1「令和8年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について」に沿ってご説明させていただきます。 1ページをお開きください。この資料は、先日開催いたしました第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の議事3で委員の皆様からいただきました意見に関連する条文を抜き出し、当該条文ごとに、解説と主な取組をまとめたものとなっております。本日は、目次のとおり、第4章から第6章までについてご説明いたしますので、資料2-2、A3横の「委員意見要旨一覧」と併せてご覧ください。 資料2-1、2ページをお開きください。「第4章 行政運営」は、市民に開かれた行政運営の仕組み等を定めている章でございます。第11条は、「総合計画」について、でございます。総合計画とは、本市の行政運営を行う上での指針として施策の方向性を定める最も重要な計画であると同時に、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。委員意見要旨一覧の1番をご覧ください。「総合計画との関係性をどういうふうに私どもが扱っていけばいいか。」との意見がありました。この点につきましては、本条例と総合計画の関係性を事務局で整理してお示ししたいと思いますので、本条につきましては、第3回検討委員会にてご検討いただければと思います。 3ページをお開きください。第12条は「財政運営」について、でございます。大分市の行政運営が、将来にわたり、安定的に行われるためには、財政状況が健全であることが必要です。このことから、市長等は、短期的な収支のバランスや効率性のみを考えるのではなく、中長期的な視点で健全な財政運営を確保するよう努めなければならないことを定めています。下段の主な取組に記載しておりますとおり、「毎年度、向こう5年間の財政収支の見通しを試算しており、これを踏まえた上、中長期的な視点に立った予算編成を行い、安定した財政運営に努めてきた」ところでございます。委員意見要旨一覧2番をご覧ください。

ください。「既に単年度の予算だけでなく、中期的な財政見通しについても公表されているところだろうと思うが、現在の規定でその公表義務についての言及が特にないので、市民に分かりやすく伝えるというところで、なんらか規定があったらいいのではないか。」との意見がありました。この点につきましては、「財政の中期見通し」など財政に関する事項について公表しているところではありますが、積極的に機会を捉え発信すべきであるというような、「市民に分かりやすく伝える」ことについて言及する必要性の観点からご検討いただければと思います。

4 ページをお開きください。第 17 条は「情報公開」について、でございます。市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を深めるために、市が保有する情報の公開をすることを規定しており、第 4 条の基本原則に定める「情報共有の原則」を実現させるための規定の一つです。主な取組といたしましては、下段に記載のとおりでございます。続けて 5 ページをお開きください。第 18 条は「個人情報の保護」について、でございます。市が保有する個人情報が不適切に取り扱われることにより、権利利益が侵害されることがないように規定したものです。主な取組といたしましては、下段に記載のとおりでございます。委員意見要旨一覧 3 番をご覧ください。「民生委員はいろいろな相談業務をしているので、その相談業務に関して行動するための情報が得られないとか、そういったこともある。学校関係も、もう少し子供たちの情報を開示していただいて、もう少し皆さんが協力をし合いながら行っていくといいのでは。」との意見がありました。この点につきましては、第 18 条に基づき、秘密の保持に関する全ての法令等を遵守する中で対応が必要であると考えておりますが、個人情報の取扱いを含め、学校で改善できる点があれば、校長会等を通じての各学校に情報共有・指導を行っているところです。なお、学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、地域でどのようなこどもたちを育てるのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となってこどもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進することが重要ととらえており、教育現場が抱える様々な課題が複雑化・多様化する中においても、適正な行政運営を前提として、地域コーディネーターの活用等により、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

7 ページをお開きください。第 20 条「危機管理体制の整備等」について、でございます。市民の身体、生命、財産を守ることは、行政の大切な役割の一つであることから、ここでは、台風や地震などの自然災害を含めた緊急事態に備えるため、危機管理体制を整備するとともに、市民や関係団体等との連携・協力を図ることを定めています。下段、主な取組の 1 項目目に記載しておりますとおり、関係機関との連絡体制及び災害対策本部要員名簿の更新を行い、災害対策本部体制の確立を図るとともに、4 項目目に記載しておりますとおり、地域の企業や団体と災害時応援協定を締結し、災害対応力の強化を図る等の取組を行ってまいりました。なお、令和 7 年度の佐賀県大規模火災に関しましては、災害対策本部の設置や避難所の確保のほか、主体的な生活再建に向けた支援を行う「被災者支援チーム」を組織するとともに、大分市社会福祉協議会に生活する上での困りごとについての相談支援などを行う「支え合いセンター」を設置いただき、公民連携の下、被災者が抱える多様な課題に対してアウトリ

	一ちにより対応をしております。委員意見要旨一覧４番及び５番をご覧ください。「どのような危機管理体制が必要なのか、そういう視点も必要だ。」「災害であるとか火事であるとか、そういうところの取り組み方、実際に起こった時の市民や行政の対応の仕方をしっかり踏まえて考えていく必要がある」とのご意見がありました。本市といたしましては、佐賀関大規模火災での経験を踏まえ、当時の対応状況や課題等を整理し、南海トラフ巨大地震など大規模災害へ備え、災害対策本部組織体制の見直しなど災害時の応急対策業務の事務改善を行っているところでございます。 第４章の規定についての説明は以上でございます。
委員長	ご説明をありがとうございました。また、委員の皆様のご意見をまとめた上でのご対応ということで、本当にありがとうございます。それでは今のご説明につきまして、皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思います。また、第１回でおっしゃっていない委員の方も、今お気づきの点等ございましたら、ぜひお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。
委員	分かりやすくまとめていただきありがとうございます。資料２－２の４番の第４章行政運営の第２０条に「市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え」とありますが、今、国際情勢とかも不安定なところもあると思うので、適切な表現は分かりませんが、有事の際とかそういったこともこの解説の「災害等」のところに付け加えてもいいのではと思いました。以上です。
委員長	ありがとうございます。国際的な今の変化ですとか、情勢ということはどう捉えていくかということなんですが、どうでしょう。第２０条の中に入れたら、どういうふうに考えればよろしいでしょうか。お答えいただければありがたいです。
事務局	ご意見ありがとうございます。今いただいたご意見ですが、事務局といたしましても、そのようなことは確かにあるかなと思っているところでございます。第３回までに、よく考えを整理いたしまして、何らかご提案ができればいいなと思っております。よろしいでしょうか。
委員長	次回まで少しお待ちくださいということです。あと、国際的なことについては、この全体的なものの中でどこかに表現ありましたでしょうか。
事務局	今ご意見をいただいたような国際的な危機と言いますか、情勢等に踏み込んだ解説はなかったように記憶しております。
委員長	逐条解説の「はじめに」のところにもないですか。
事務局	「はじめに」の部分にもございません。
委員長	逐条解説の第２版、「はじめに」の３ページのところで、社会的情勢に変化

	がなくて、見直す必要はないですってことは書いてあるんですけども、確かに国際情勢については触れてないので、どこかで入れていただけるといいかもしれないですね。経済的なダメージとかもあったりしているので、確かにどこかで記載があった方がいいかもしれないです。またご検討いただければと思います。
事務局	承知しました。
委員長	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。今日ご欠席の委員から、財政運営のところについて前回ご意見をいただいておりますので、副委員長の意図なども含めて、事務局一度ご説明いただけますか。
事務局	委員意見要旨一覧の２番のところでございます。第１２条の財政運営に係るところで、今日ご欠席の副委員長からご発言をいただきました。ご発言は、先ほども少し申し上げましたが、左の欄の委員意見等に書いてあるような内容でございました。副委員長も、財政の中期見通し等財政に関わる資料を大分市が公表しているということは、ご存知の上でのご指摘と思っております。右の欄の事務局の回答のところに書いておりますが、市民に分かりやすく伝えるということについて言及する必要性の観点から、この委員会の中でご検討いただければと思っています。副委員長の発言のもとにあるのが、市民主体のまちづくりを進めていくためのまちづくり自治基本条例ということになりますので、市民が主体的に考えていかれる中で、やはり大分市の財政状況が今どうなっているのかということを知っていただくという必要があるのではないのでしょうかというご視点からのご発言だったと確認をしているところでございます。大分市がなかなか厳しい状況というのは皆さんご存知だと思うんですけども、そういった点について市民に分かりやすく伝えて、情報を共有して、市民主体のまちづくり、協働のまちづくりを推進してほしいというお考えと伺っております。
委員長	今回は、何かどこかに記載をしたり、あるいはその共有をするにあたってこういうふうに行動しましょうみたいなところは特に記載はしないということによろしいですか。それともどこか入れられますか。
事務局	財政の中期見通しで、５年間の状況を整理して、確かに若干見づらい点があるかと思いますが、それ以外にも、毎年決算をベースとした大分市の運営状況についてのをこと細かにホームページの方で公表させていただいております。また、大分市の財政という形で、今でしたら令和６年度の決算を公表しておりますが、中核市６２市の中で大分市は何番目かなどが分かるようにしています。その中でも２０万人から５０万人の都市がございまして、４０万人台の都市１３市中で大分市は何番目ですよということを一つ一つの費目ごとに、精査したものを公表させていただいております。その点についてはすでに分かりやすいような表記になっているのかなと思っております。予算の話ですから難しい点はございますが、少しでも分かりやすい解説に努めながら、公表してい

	るのが現状でございます。
委員長	ありがとうございます。いろいろ公表もされていますし、分かりやすくご提示もされているかと思うのですが、多くの市民の方々がそこにアプローチされることはほぼないと思います。ですから、まず周知の仕方というのは、多分根本的に考えていかないといけないんでしょうけども、それと同時に、ご指摘があったとおりやっぱりそれぞれの主体の役割分担というところにもつながってくると思います。お金がこういう状況なので、皆さんそれぞれ工夫といろんなアイデアでやっていくことが必要ですよっていうふうなところにもつながってくると思いますので、厳しい財政状況だっているところは、やっぱり知っておいたほうがいいかなというところもあります。財政状況、よく悪い悪いとは言いつつも、相対的に見ると非常に恵まれた地域でもあるということですので、でも実際これから人口が減っていった大変な財政状況になるので、そこも理解してもらいながら、一方で、役割分担、アイデアといろんな方法でみんな協力していきましょうっていうつながりのところをうまくしていただけるとありがたいなと思います。解説というよりも、むしろ運営の方針の中でやっぱり情報共有しましょうというところですね。何か出していただけるといいかなと思います。
事務局	ありがとうございます。提言の中の運用面の工夫というような中でこちらの方からまたご提示をさせていただければと思います。
委員長	ありがとうございます。財政もそうですが、他にこの第4章につきまして、何かありますか。
委員	財政状況のところで、単に中核市の何番目というのが、市民に対してどれだけのインパクトがあるのかなと。そのあたりでも市民の方が分かりやすく、いかに説明するかということが求められていると思います。ですから、前回の提言書の中で、財政運営についての文章をまとめられていますけれども、その中に今の市の財政状況はどういう状況があるから厳しいという具体的な状況を触れていただいたり、市民の方々に関係する部分で、言葉を入れていただけると、伝わりやすくなるのかなという感じはします。いずれにしても、市の財政と言われてピンとくる市民っていないと思います。私は行政にいましたけど、それでも説明できませんので、関心を持ってもらうように書くことが必要じゃないかなというふうに思います。 あと、危機管理体制のところで少しだけ。「災害等」の等の中で、教育現場にいた時に、北朝鮮からの飛来物に対しての避難訓練をやったりしていました。ですから、そういうささやかなことから、やはり身を守るという訓練をやっているということは、どこかで触れてもいいのかなという感じもいたしました。あまりにも大きすぎる有事に対しては、国が関わらなければいけませんが、市としてそういうこともやっているということは触れてもいいのかなと感じました。

委員長	財政の状況をわかりやすくご提示していただくという一つの手だと思えますので、運用例のところなど工夫をして書いていただければありがたいです。 あとは、国際的な有事のところをぜひお願いできればと思います。 他にも第4章に関して、佐賀県支援なども行っている目線、市民の目線で、若者の目線で何かあればお願いします。
委員	若者の目線からすると、やっぱり財政っていうのがすごくとっつきづらくて、高校生の時とかに国の財政とかは勉強で触れたりするけど、市や県の財政状態についてなど学ぶことが今までなかったのも、逆に私たちからしたら国より市や県の方が知りたいと思ってはいます。
委員長	財政の中でどういうことを知りたいですか。
委員	そのような厳しい状態というの、恥ずかしながら存じ上げなかったのも、そういうことを知るきっかけや入り口がないなと思いました。
委員長	ありがとうございます。そうですね、おそらく皆さん普通に暮らしていたら家計というものを、自分たちの支出、購入をする中で、しっかり把握をされると思います。それを同じように、市全体のお金の流れみたいなものを分かりやすくしていただけるといいかなと思うんですけど、どうですかね。難しいですけどね。
事務局	財政自体が分かりにくいものではあるかと思います。まちづくり出張教室というのがございまして、これもまずは興味を持っていただかないと申し込むということにはならないんだろうとは思いますが、大分市の財政について説明してほしいというご要望があった時には、こちらの職員が出張して、説明をするという取組をしてはおります。ただ、実績は確かにあまりないので、委員がおっしゃったとおり、元々がなかなか難しいんだろうなというふうには思います。そこをなんとかわかりやすく、市民の皆様に伝えることができるように工夫をしてほしいということは、また提言の中に入れ込んで、財務担当部に情報共有等することによって、何らかの取組を進めていけるといいかなというふうに、今の時点では思っております。
委員長	そのような感じでよろしいですかね。
委員	よいです。異議はありません。 文書にしても、文言にしても適正に、すでに的確に書いていると思います。やはりこれを詳しく言ったら大変だろうと思います。事務局も今言ったように、財政は難しくて分かりづらいです。だけど、ここに学生が作った大分市まちづくり自治基本条例のパンフレットの例があるように、こういう一つのポイントでもいいので、そのようなことで工夫されたいんじゃないかなと思っています。全体的に今までのものは良とします。

委員長	お力強いお言葉、どうもありがとうございます。他の委員の方々、ご意見等あればお願いします。 ないようですので、第４章につきましては今の形で進めてください。財政状況、それから国際的な変化ですとか、国際情勢に対する対応というところを少しご検討いただければと思います。 それでは、次の第５章に関わるところですけれども、市民参画等につきまして、事務局からご説明お願い申し上げます。
事務局	１０ページをお開きください。「第５章 市民参画等」は、協働の推進などについて定めている章でございます。第２２条（市民参画）について、でございます。市民参画について述べており、第４条の（基本原則）に規定する「市民総参加の原則」を実現するための規定です。行政として、市民がまちづくりに参画できる機会の確保や、その仕組みを整備するとともに、そうした仕組みについての周知を図ることを規定しています。主な取組の２項目目に記載しておりますとおり、地域の将来像をまとめた「地域まちづくりビジョン」を平成３０年７月に提言として受け、令和５年度まで、ビジョンの具現化に向けて地域と行政が意見交換を行う「地域まちづくりビジョンフォローアップ会議」を開催するとともに、３項目目に記載しておりますとおり、市内で活動する市民活動団体の活動を支援するため「あなたが支える市民活動応援事業」を実施し、４項目目に記載しておりますとおり、令和７年度からは若者の声を引き出し、その実現に向けた行動の支援をすることで、若者がまちづくりに参画しやすい仕組みを構築し、活力が循環するまちの実現のため、若者の目線から市に対して事業やアイデアの提案等を行う「自分とまちを彩る若者会議」を設置するなど、これまでも本条に基づき市民がまちづくりに参画する仕組みを整備してきたところでございます。委員意見要旨一覧６～８番をご覧ください。６番「PTAに入っていない子どもは祭りに参加できないようになっていないか。誰でも参加できるような形にしていだけるといいのではないか。」、７番「市民主体のまちづくりを進めるためには、関心を持っている人へ情報を届けるだけでなく、地域活動に関わったことがない人が偶然でも地域との接点を持てるような仕組み作りが重要。」８番「まちづくりを進めるためには、市民の参加意欲を高めるだけでなく、参加したいと思った時に、そのきっかけに出会える環境を整えることが重要。」とのご意見がありました。６番のご意見につきまして、「本市教育委員会といたしましては、教育活動において、保護者の PTA 加入、非加入をもって子供への対応に差異があってはならないと考えております。今後も、子供が参加する PTA 行事等において差異がないよう校長会等を通じ各学校へ指導を徹底するとともに、大分市 PTA 連合会ともさらなる連携を図ってまいります。」 １２ページをお開きください。第２３条（協働の推進）について、でございます。ここでは、市民、議会及び市長等が目的と情報を共有しながら、お互いの理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組むことを規定しており、第４条の（基本原則）に規定する「協働の原則」を実践するための規定です。あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるという観点から、努力目標というかたちで規定しています。また、市民の自主性と自立性に対す

委員長	る市長等の配慮が必要であることを規定しています。13ページをお開きください。主な取組の1項目目に記載しております、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」や2項目目に記載しております「ご近所の底力再生事業」において、自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図ったところがございます。このほか、5項目目に記載しております地域に住む高齢者が、気軽に、楽しく参加できる「交流・ふれあいの場」である地域ふれあいサロン事業の運営や、14ページに記載しておりますように、公園の除草や清掃等の美化活動に報償金をお支払いするなどの取組も行っております。委員意見要旨一覧をご覧ください。9番から15番にありますとおり多くご意見をいただいております。その多くは役割分担に関するものであったと認識しておりますが、資料2-1の12ページ逐条解説の2ポツ目にもありますとおり、本来行政が行うべきものについてまで市民に責任を負わせるものではないという考えのもと、引き続き協働の推進に取り組んでまいります。 15ページをお開きください。第24条（市民提案）について、でございます。市民の提案を市政に反映させることについて述べています。これは、第9条（市長の基本的役割と責務）第4項及び第5項に定める内容を具体化する規定の一つです。主な取組の1項目目の地元説明会や、2項目目に記載しておりますとおり、市民から政策提言を受け付ける「あなたのアイデア提案制度」の実施等により様々な機会に市民の意見を聴くよう努めるとともに、4項目目に記載しておりますとおり、市の担当者が市民の依頼に基づき、地域に出向いて施策の説明等を行う「まちづくり出張教室」などを通して、各種情報を積極的に提供するよう努めてまいりました。 つづけて17ページをお開きください。第25条（市民意見の聴取）について、でございます。重要な政策等の立案に際しては、広く市民意見を聴いて行うべきことを述べており、具体的には、パブリックコメント手続を実施することを規定しています。主な取組の1項目目に記載しておりますとおり、重要な政策等の立案、各施策の検証にあたっては、本条に基づき、あらゆる機会を利用して市民意見等の聴取を行ったほか、意識調査等を実施いたしました。委員意見要旨一覧2ページの16番、17番をご覧ください。第24条、第25条に関し、16番「大分市が市民の意見を聞くという姿勢を持っているというのは感じた。」、17番「広く市民の意見を聞くということがあったので、ぜひともそういう機会を今後も持っていただきたい。」とのご意見がありました。 第5章の規定の説明については以上でございます。 ご説明ありがとうございます。それでは第5章に関して、皆様からご質問ご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。 お若いお二人、どうでしょうか。参画のところ、確かにとてもいい文言を書かれているのですが、実際にお二人は若者会議などに出られたりしていると思うんですけども、具体的に、もっともっと若い人たちが参画していくためには、どういう仕組みづくりみたいなものがあたらいいのかなど、何か具体的に
------------	---

	りますか。
委員	参画のきっかけについて自分の体験を振り返ると、学校から入ってきた情報で、地域の活動とかに参加することが多かったです。例えば SNS で市の取組を発信したり、チラシとかで発送したりとかってあると思うんですけど、私個人の考えとしては、小中学校とか高校とか大学の授業内とかで、市の取組に関することを取り扱ってほしいなという気持ちがあります。その方が参加するきっかけが増えると思います。その情報を知っただけだと、どうしてもアプローチしにくい部分があって、参加するまでの一歩が出にくいところがあるので、授業とか日常で触れるようなところで、そういう活動の広報をしていただけると、もっと若者が参加してくれるかなと思います。
委員長	ありがとうございます。身近な学校生活、学校の中での背中を押してくれるような仕組みがあったらいいなということで、実際今もされていると思うんですけども、PTA とかも含めて、それこそ役割分担もあるかなと思うのですが、どうですかね、実際のところ、そのあたりは。
事務局	実際に、小中学校で大分市のまちづくりに参画を促すような、つながるような授業というのがあるかという、つい最近行われました子ども市議会などの取組は、行政に子どもたちが興味を持てただけのように、実質的には主権者意識の醸成とかにつながってくるので、委員がおっしゃったこととは少しずれるかもしれませんが、大分市の総合計画などを見ていただいて、その中から自分が住むまちの課題などを見つけて、行政に対してこの取組はどうですかとか、こういったことができますかというような質問をいただいて、それに対して実際に大分市議会の本会議場においてですね、子どもさんたちによる市議会を実施してというような取組はしているところです。あとは、教育委員会の中で言いますと、大分の歴史、特に大友の歴史などは、副読本などを独自で作って、大分の歴史、具体的な歴史を知ってもらうというような事業を実施しているというところはございます。しかし、なかなか参画を促すというところに焦点を当てると、委員がおっしゃったこととはずれているのかもしれない。委員のご意見は大事な視点だなと思います。
委員長	ありがとうございます。第 22 条の解説の中では、「参画できるようにするための体制を整えることを明らかにしたものです。」ときちんと書かれていますので、ではどんな形で、それぞれの立場というか、それぞれの段階でされるかっていうところを、運用のところで、何かご提案というかご指摘の方がいいですかね。 お 2 人は、若者会議にはどういうきっかけがあって入られたのですか。
委員	私が若者会議に参加したきっかけとしては、大分市の公式 LINE に登録しているのですが、去年の記憶なのでちょっとうろ覚えなんですけれども、確か若者会議がありますといった内容が届いて、当時、大分市に引っ越してからまだ 3 ヶ月ぐらいではあったんですけども、まあちょっと仕事も慣れてきたし、

	こういうこともやってみようかみたいな感じで、気楽な気持ちでやったような覚えがあります。
委員長	ありがとうございます。併せて何かご意見はありますか。第5章のところで。
委員	そうですね、元々参画をしたいと思っている人以外に対して、偶然にそういったきっかけを作るっていう意味では、ちょっと体制を整えるのに時間がかかるのは想定の上で、各個人宅とかにチラシとかそういうのを入れて、直接、強制的にはないけれども、見るきっかけを用意しないと、私が偶然そういうのに興味があるから大分市の公式 LINE とかを入れていたというだけで、みんながみんな、こういうのがあるんだ、じゃあやろうってなるのかと言われたら違うかなというところはあります。
委員長	ありがとうございます。そうですね。〇〇委員のように、積極的に参加をされる人もいれば、やっぱり見ただけで、一步を踏み出すことがない人の方が大勢なので、そこをどうしていくかっていうのがすごく大事なところですよ。何かいいアイデアありますか。
事務局	アイデアといいますか、現状を説明させていただきますと、大分市の公式 LINE に実際お友達登録されている方たちが3万3千人、私どもはこれを一生懸命増やそうと思ひまして、イベントがあるたびに、プレゼント企画を考えて、それに応募していただいたら、何名かに当たるということを重ねておりますが、それでも3万3千人というのが現実でございます。かたや、個人でやられている方で、すごいフォロワーを持たれている方も多くいらっしゃいますので、やはり個人個人での関心度というのはすごく大きくなるのかなと思っています。中でも、市が情報を多く流しすぎると、ブロックされるケースも出てきますので、頃合いを見ながら、広聴広報課も一生懸命考えながらやっています。市役所の中に100ぐらいの課がございますので、日々いろんな情報がございしますが、その中で取捨選択して出させていただいて、そういうところで目に触れたというのが現実の状況でございます。
委員長	ありがとうございます。〇〇委員が若者会議に出たきっかけは何ですか。
委員	私も自分で興味があったので、そういうのを調べていて、インスタグラムの広告で見かけたので、参加した形です。ただ、やはり他の参加している若者会議の委員を見ても、興味があって調べていた人が多いので、こういうのに興味があって調べている人にしか引っかけられない情報ではあるから、先ほど申し上げたこととちょっと被ってしまうんですけど、やはり興味がない人でも強制的に、目に触れるだけでもいいから、見てもらうきっかけがあるといいなと思います。
委員長	ありがとうございます。若者に対して大人の意見としてはどうですかね。市民参画、多くの人たちが年齢に関わらず、いろんな方々が出ていくための方法

委員	というのを、ずっとこれまでも議論されてきたと思うんですけども、なかなかそれが実現しないというのがあると思います。 もう永久的な課題じゃないかなと思っております。こちらから声をかけたり、指導するとき、年齢のギャップがあると、わからない部分もあるんですね。今、若者会議ということを聞いて、自治会と接点のあるような会議もできるんじゃないかなと思ったところです。 市民の参加というのは、どう言ったらいいですかね。できているところ、できていないところの部分、これも差があるだろうと思いますが、できてない部分としては、伝達という部分が多いんじゃないかなと思っております。また、行政を褒めるわけではないんですが、行政の方もあの手この手ということで、自分たちのまちとしてやってくれています。一つのいい例として、ご近所の底力事業、自治会の活性化という部分があります。それもなかなか、さっき言いました通り、うまくいっているところ、うまくいっていないところという部分もあると思います。まあ、そのようなことでいろんな手配をしてるのですが、これは、長年の永久的な課題ということで、私は捉えております。行政の方にちょっと辛口で言うと、それから後のフォローがなかなかうまくいっていないようにありますね。平たく言うと、お金を市から自治会等におろす、これで何かやってくださいというのが行政的なやり方。これをもうちょっと下げてしないと。一ついい例をいうと、大分駅を始発としてせめて別府駅に行くぐらいまでフォローしてあげるといふ、それが必要じゃないかなといろんな事業をしていると思うんですけどね。行政の財政の部分をもうちょっとわかりやすくというのと同じように、お金をあげたから自分たちでやってください、ということではないではなく、市としてできることが何かあるんじゃないかなと思っております。だから、追跡調査のフォローでどこまでいっているかというのをやっていただきたいと思います。それと、また遅々として遅れているのは、一括交付金の、まちづくり活性化の事業ですね。詳しく具体的なことを言いませんが、54地区あって、今やっているのは27地区ぐらいです。行政が始めてもう十何年経つんですが、なかなか遅れている。それは行政の支援がちょっと足りない部分もあるんじゃないか、それでなかなか進んでいないんじゃないかなと、僕は常々思っております。
委員長	ありがとうございます。いくつかすごく大事な視点がありまして、やっぱり先行的、うまくいっているところの事例を、しっかりご紹介をしてくださいということと、いろんな会議がある中で、ネットワークですかね、それぞれの会議のつながりみたいなものを持ってくださいということをおっしゃっていたかと思います。あとはフォローですよ。やっぱりお金を出したってところのフォローをしてくださいということは、今回のこのところで目的というか、大事なところであると。役割分担、あるいは役割と責任のところを明確にするんですけども、行政からの一方的なものだけじゃないですよということですね。うまく表現していただけるといいかなと思います。参加をする以上は行政からの力も必要だけれども、その力をもとにしながら自分たちが積極的にやるんですよというところをうまく記載をしていただければありがたいという

委員	かですね、やっぱり市民側の責任があるので。だからといって、全員が参加を しなさいと、強制的な参加というよりも、ゆるい参加というかですね、何かあ った時に必ず自治会ですとか、自治のネットワークっていうのが助けてくれる んだよっていう、そういう安心感があるといいなというふうに思ったりもしま した。すごく貴重なご意見ありがとうございました。 やはり参画の部分だけで言うと、個人プレー的な部分の流れですね。前回の 会議でも言いましたが、今は危機的です。ここで誰かがくさびを打たないと。 でも、今はいろんな部分で、差別なり、平等・公平とかいう部分があるので、 なかなか難しいんですよ。僕みたいにおせっかいを焼くような人がもうちょ っとどうかしてやればと思うんですがね。行政はなかなかできません。例えば、 委員長も別府の方で自治会のことをやっていて、僕と同じようなことを別府の 方でも言っただろうと思うんです。例えば転入するときの窓口で転入する自治 会組織に入ってくれとか、本当だったらいろんなことを言う機会だろうと思う んですが、行政としてもなかなか言われなところ、厳しい、難しいところも あると思います。だから、行政もすでにやっているけど、忙しい中でも、もう ちょっとフォローしていただけたら、前に進んでいくんじゃないかなと思って おります。 そして、若者の人とですね、いい接点を持って何かしたいですね。そう思う んですよ。僕が若者を誘うときは一本釣りしかないんです。1回でも行事に來 てくれた方には、次回からということで声をかけているんですがなかなか。あ なたたちみたいに若い人が来て、どんどん引っ張ってくれるといいんですけ ど。みなさんお住まいのところで、今日のこの会議を契機として、地域の方 にも率先して顔を出してください。それで教えてください。新しい人を入れてく ださい。お願いします。
委員長	新しい若者たちを受け入れてくださる土壌をですね、ぜひお作りいただけれ ばと思います。また、おせっかい世代というか、すごくありがたいと思います。 そういう人たちと繋がってもらえると、また次のステップが見えてくるんじ ゃないかなと思うんですけども、何か良い方法ありますか、おせっかい世代と 仲良くする方法は。行事に出たいという人もいますし、イベントとかにも出た いっていう人もいます。そういう人たちに出てきてもらうためには、どうした らいいんですかね。市外から見た目、あるいはずっと大分にいる目から見て、 若い人と世代を超えた一つのつながりとかについてどうでしょうか。
委員	上の世代の方々と私に関わる場面でいいですよ、会社や趣味の習い事とかで す。偶然私が上の年代の方が多いい習い事をやっているっていうのもあって、そ ういった場面では関わることはあります。でも、例えば、会社で関わることは あるといっても、やっぱり会社での付き合いになるとなかなか本心を言いにく いといった感じでして。他に上の世代の方々と関わる機会があるかって言われ たら、正直あんまりないと思うので、若者が何かに参加するとなると、若者同 士を集めるみたいな形が、若者会議みたいな感じが多いのかなと思うんですけ れども、いろんな世代の人が集まれるバージョンの若者会議的な、そういった

	場があると、上の世代の方に関わってもらえるのかなと思います。
委員長	いろんな世代の会議、いろんな世代の人が参加をする会議とかあったらどうですかということですけども、計画みたいなものはありますか。
委員	大きなものではないんですけど、大分市には本庁以外に支所がそれぞれ公民館を持っています。本庁管内も5ヶ所公民館があって、多世代交流の場っていうのは一生懸命作ろうとしていて、企画をしています。でも、先ほどからお話に出ているように、なかなか発信が難しい。それなりに集まってはいるので、やろうとしているのは間違いないですし、大分市にとっていろんな世代の方が地域づくりにかかわることが大切というふうに思っているのは間違いないです。先ほどご意見がありました、補助金を差上げたからといってそこで終わりではなくて、しっかりとどういうふうなまちづくりをしないといけないのかっていうのは、市として考えていかないといけないと思っています。また参加と参画の話に戻りますんですけど、なかなか参画というと計画、企画段階から入っていただくような内容ですので、やはり興味のある方になってしまうとは思いますが。ただ、そういう方たちが周りの方も巻き込んでいただいて、まずは参加というところからしていただいて、こういった場や若者会議は市の行政に参画というところをお願いしているんですけど、まずは共助、地域コミュニティへの参画っていうのをさせていただける方を一人でも増やしたいと思って、協働のまちづくり、市民主体のまちづくりっていうのをやろうとしているところです。現実的に進めるのはなかなか難しいんですけども、でも、決して諦めてはいけないというふうに考えております。以上です。
委員長	ありがとうございました。公民館などにも興味を持っていますか。公民館の地域はどこですか。
委員	私が利用しているのはコンパルホールです。いろんな年齢対象の講座が開かれてはいるので、何個か参加したことがあります。どの世代でも参加はできるようになっているんですけど、なぜか上の世代に参加者が偏りがちみたいな現象があるので、もっとどんな人でも歓迎してみたいですみたいな感じを前面に出した方が、参加するハードルが下がるんじゃないかなと思いました。
委員長	ありがとうございます。受け入れ体制というかですね、そのところ、ハードルを低くするような、そんな工夫も必要だと思いますところですか、〇〇委員がおっしゃったように、参画だけではなく、まずは一步、参加ですね。まずは見てみたり、聞いてみたり、あるいはちょっと入ってみたりっていうふうな形で参加をして、そこから参画に移るようなプロセスがあったらどうですかというふうなところも少し文言として入れていただければと思います。 他にも、先ほどご指摘のあった、市民の役割の負担が大きくなっているところはどうでしょうか。ご意見もあったかと思うんですけども、やはり民生委員さんなど、すごく役割の負担というのが大きくなっているところ、それも取り巻く環境だとかが変化しているので、そうなるんでしょうけども、そ

事務局	この負担感というものをですね、少しなくすような方法って何かありますか。負担感を持っていることを解消するような方法、あるいは負担感を感じさせないような方法って何かありますか。難しいですね。市民に責任を負わせるものではないという考えですよということを改めて提示をするか。 負担感というところになると、なかなか難しいなと思うところではあります。そこをもう一度提言の中で行政ができる部分はもちろん行政がやってまいりますというのを強調するというようなことを運用面の工夫として書き込むことはできるかなとは思いますが。あとは、実際のところで、負担を軽くするというのは、間違っていたらすみませんが、市報の配布回数が多いので1回にするとかですね、自治委員さんへのお願い事項というのは全庁の中でしっかりと統一するというような取組はやっております。民生委員児童委員さんはじめ、自治委員さんの負担感といいますか、ご負担も年々大きくなっているということも行政としては把握がございましたので、そういったことはやっているところではあります。お願いする事項の面であったり、それを担う皆さん方がどうしてもなかなか後が続いていかないというところもありますので、やはり負担感というのは増していっちゃうんだらうなというのは認識をしているところではあります。
委員長	ありがとうございます。少しく現状みたいなものがわかるといいかなと思いますが。その負担感とかはございますか。
委員	負担感、僕はありません。今、事務局が言いましたとおり、市報は月1回となっておりますが、また今、自治委員の方から2回の方がいいという提案も出ています。と言いますのは、行事にいろんな人に参加してもらうため、行事が月の初めにある時は、2ヶ月前の市報でないと間に合わないからです。大分市の市報は、前は1日号と15日号の月に2つがあって、その一つが廃止になったということで、僕なんかもかえって忙しいです。その分が負担になるんですけど。 僕がまちづくりで思うのは、いろんな層、特に若い層をいかにして巻き込むかですね。だけど、女性の人にも出てもらいたいけど、若い女性に僕なんかからは少し声かけしにくい。男には声をかけられるけど。あなたたちみたいな若い人たちがどんどん前に行って興味を示してください。友達や相談相手の人を連れて入っていただけるとありがたいなと思います。
委員	第23条の協働の解説、負担感のところの前段の言葉で、「本来行政が行うべきもの」とありますが、これは何ですか。どういうものが例示されるのかなと、それはちょっと気になりました。
委員長	事務局、ご回答お願いいたします。
事務局	具体的に指し示すものではなくて、例えば、本来、公園があれば、公園の管理は市の方が担っておりますが、地域によっては団体を作ってその公園を掃除

	していただけるとか、四角四面に言えば、すべて行政の責任っていうところを負わせるという意味ではなくて、皆さんができる範囲でやっていただきたいという抽象的な説明だったのかなと思っております。
委員	後続く文章で、「あくまで自らの考えに基づく」とは書いてあるんですけども、始まりが「本来行政が行うべきもの」となっていますので、じゃあそれは何を指すのかと。それが先に来るよりも、あくまでも皆さん自分たちの考えのもとで行っていただきたいということが先なのではないかと。それがもしかして行政がやるべきものなのかもしれないけれども、そのあたりは一緒に考えていきましょうというところではないかなと思います。本来行政がするものということが先に来ってしまうと、じゃあ行政がすればいいんじゃないと私は思わず言ってしまいたいなという感じでした。具体があるともしかして示しやすいのかもしれないですね。そんな感じがしました。
委員	ここについては、協働推進ということで、このまちづくり自治基本条例を作る時に、協働という時に、自助・共助・公助といっても、協働の名の下に本来行政がすべきことを下におろしてるんじゃないのっていうふうに取られることが、条例制定当時には多かったんじゃないかなと思います。だから、こういう書きぶりで、本来行政が行うべきものについてまで市民に責任を負わせる趣旨のものではありませんという説明をしているんじゃないかなっていうふうには判断しているんですけど、じゃあ本来行うべきものは何なのかというところに、やっぱりなっちゃうと思います。難しいですね。
委員長	解説に入れ込むか、あるいは運用のところで、本来はこういうふうを考えてるというふうに出していただくか、そこはお任せします。今議論があったところ、今後ご対応いただけたらと思います。
事務局	承知しました。事務局の方でお預かりして、少し検討させてください。
委員	まずは、市民の皆さんがあくまでも自らの考えに基づいて自発的な取組をされることを求めるものであって、本来行政が行うべきものについてまで市民に責任を負わせる趣旨のものではありません。そういう書きぶりの方がいいですよ。
委員	そうですね。
事務局	はい、ありがとうございます。
委員長	ありがとうございました。そこはよろしくお願いします。 すみません、そろそろ時間が来ておりますので、一旦ここで切らせてください。それでは、第6章ということで、事務局からご説明をお願い申し上げます。
事務局	20ページをお開きください。「第6章 まちづくりの推進」では、本市の

自治を推進するに当たり非常に重要な事項について定めています。第29条（地域コミュニティ）について、でございます。市民や地域が主体となったまちづくりの取組を推進する上で重要な役割を担う地域コミュニティと市長等との関係について述べています。この条例においては、自治会や子ども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体はもちろん、NPO、ボランティア団体などについても、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては「地域コミュニティ」に含むこととしています。ここでは、まちづくりの推進にあたっては、市長等との協働により、地域コミュニティが有する地域力が最大限に発揮されるべきであること、地域コミュニティの意見を市政へ反映させるよう努めること、複数の地域コミュニティ間の調整に対する必要な支援を行うべきことを規定しています。23ページをお開きください。2項目目に記載しておりますとおり、都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊事業」を行ってまいりました。また3項目目に記載しておりますとおり、地域の担い手の育成・確保を支援し、地域コミュニティの活性化を図るため、「地域コミュニティ創造事業」などを実施してきたところです。委員意見要旨一覧18番から35番をご覧ください。第1回検討委員会において、多くご意見をいただいておりますので、抜粋してご紹介しますと、19番等の「地域の特性を生かしたまちづくり」、24番等の「地域コミュニティの分解の抑止、人材育成、新規市民の巻き込み方」、35番の「互助の視点」についてご意見をいただいております。「地域の特性を生かしたまちづくり」の「まちづくり」について、逐条解説説明があります。ページを戻りまして21ページをご覧ください。中段、書き出し「一方」からの部分になります。読み上げますと、「「まちづくり」については、敢えて定義すると、例えば「市や地域（まち）が抱えている共通の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために行政と市民が協力（協働）して行うハード・ソフト両面における公共的な活動の総体」というようなことになりましたが、そこには多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動のかたちがありえます。したがって、ここではむしろ厳密な定義をせずに、それぞれの地域（まち）の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきであると考えています。」このことから、「まち」＝大分市全域でありませぬので、それぞれの地域の現状や時代背景に応じて考えていく必要があると考えております。なお、大分市の特性については総合計画の基本構想にも記載がございます。本日お配りしました資料2-3をお開きください。こちらが「大分市総合計画「未来へつなぐ おおいたビジョン 2034」」基本構想・基本計画総論の抜粋で、本市の特性を自然特定、歴史特性に分けて規定しております。また、「互助」に関しましては、委員意見要旨一覧35番の右枠の事務局回答欄にも記載しておりますとおり、「共助」「互助」ともに近隣住民等と助け合うことを指しますが、「共助」は地域の人とも助け合うという「互助」より広い意味を含んでいると考えております。また、内閣府が作成した令和6年度の防災白書においても近隣住民等と助け合うことについて「共助」で統一しています。事務局の考えといたしましては、「共助」に「互助」の意味も含めっていると解釈

	できるものと一旦整理させていただきました。 24ページをお開きください。第31条（多様な文化の尊重等）について、でございます。多様な文化の尊重ということで、文化や価値観が異なる人も、相互理解のもと、地域社会の一員として迎え入れることができる環境の整備に努めなければならないことを規定しています。主な取組の1項目目に記載しておりますとおり、県内留学生を幼稚園や保育所（園）、こども園等に派遣し、英語を使った歌やゲームと一緒に楽しみながら国際交流を行う「おでかけENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～」などを実施したほか、6項目目に記載しておりますとおり、大分市立エスプランサ・コレジオにおいて、外国の方を対象に、日本語を基礎から学習できる「ステップにほんご」コースを開講し、学習の機会を提供しております。委員意見要旨一覧36番をご覧ください。「時代背景を踏まえると、この条例の制定当時からすると、文化というよりは、例えばLGBTQの方や、定住外国人等、多様な背景を持ったメンバーが市の中にいるということで、アップデートの可能性はあるのではないか。解説のところで入れるというのも1つのやり方だし、条例本文というところだけではなく、新たなものを読み込んでいくというのも1つ方向性。」という意見がありました。 事務局といたしましては、「第31条は、多様な文化の尊重等について定めた規定で、現在においても重要な点であると認識しております。併せて、本条例は第3条、第4条、第6条の規定より、市民の多様性を前提とした条例であると認識しており、LGBTQの方や、定住外国人等につきましても、もともと本条例に想定されているものと考えております。 なお、委員意見一覧37番以降は条例全体に関係する意見でございます。条例の周知方法等の運用面のご提言につきましては、時間の都合上、第3回の検討委員会でご検討いただければと思います。 第6章の説明については、以上でございます。
委員長	ご説明ありがとうございました。残された時間もわずかではありますが、第6章につきましてご意見、ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。大分市ならではの言いませうか、特性を生かしたという点、〇〇委員から以前意見が出ているかと思いますが、この点については今の事務局の説明でよろしいですか。大分市全体はもちろん歴史あり、文化あり、産業ありけれども、それぞれのもっと小さく分かれた地域の中でも、それぞれいろんな特色を持っているかなというふうな説明だったかと思いますが。
委員	よいです。
委員長	〇〇委員いかがでしょうか。
委員	大分市の総合計画の策定にも関わらせていただきましたが、その中で地域共生社会を目指すということを入れさせていただきました。やはりここにいろんな方々のことが書かれておりますので、地域共生社会を目指すということについてどこかに触れていただけると、そういう下でのまちづくりであったり、協働であったりという視点につながるのかなと。それを入れるか入れないかは別

	なんですけど、解説なりに入れていただければいいのかなというふうに考えました。それが総合計画とのつながりにもなりますし、まちづくりとのつながりにもなるということになるかと思っています。 それから、互助については、逐条解説に一つでも加えていただければと思います。自助、公助、共助、さらにやはり互助という言葉が今回の佐賀関の被災地において、お互い様という点が大変に語られていましたので、そういう地域コミュニティの大切さというものは、特にこういうまちづくりの中では大事じゃないかなということなので、共助に含まれているということではなくて、言葉として出していただきたいなというふうに感じます。 共助にお互い様という意味合いも含められるという整理もできるかもしれませんが、やはり言葉とすれば、お互い様隣同士でやっていますという、その狭い範囲、日常的な付き合いという形からすると、互助の方がもっと狭い範囲で、結束力が近い範囲でまちづくりが行われているという、そういう認識になります。共助と言ったらみんなで一緒にやりましょうという感じになります。その辺りの密度の違いっていうものを感じるということだと思います。
委員長	ありがとうございます。ご検討をいただければと思います。本当に佐賀関の例が、この互助という言葉を見つめなおすにはすごく貴重な経験だったと思いますので、大分市ならではというところを考えると互助というものの必要性というの少しはあるのかもしれないです。解説か運用のところですね、共助という大きな範囲のみならず、改めて互助というものを考えることが必要ですといった点をどこかに入れていただけるといいかなと思います。 あと、地域共生社会という言葉は、どこかに入っていませんでしたっけ。
事務局	地域共生社会という言葉は入っていないと認識しています。
委員	地域共生社会という言葉は、地域福祉法とか、その辺から始まっていると思います。障害者基本法や障害者総合支援法など、障害者行政の拠り所になっている法律があるのですが、その中にあるのが、「障害のある、無しによって、分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し」とか、「障害の有無にかかわらず、お互いが支い、支えられる、共生する社会を目指し」とか、「お互いがそれぞれの役割を持ちながら共生する社会を目指し」とかというような、いろんな使い方があるんですけど、そういうのを総じて地域共生社会と言っていると思われます。それをこの大分市まちづくり自治基本条例の中で言えば、例えば第4条に市民総参加の原則がありますので、そういったところには通じるものがあるのかなと思っています。
委員長	事務局いかがでしょう。第4条のところ。
事務局	言葉の取り込み方を検討させていただきたいと思います。解説等でなんとか触れることができるようであればそのような取り込み方を検討してみたいと思いますので、またご提示をさせてください。

委員長	ありがとうございます。その他、何かお気づきの点はありますか。希望、要望もあればこの際なので。では第3回、第4回に向けて、またご意見いただければと思います。
委員	今、文言のところが出ていまして、常々思っていたのですが、少し気になるところがありました。不特定多数の市民と、議会、行政。この行政について、市長、市長等という表現があるので、この点は少し整理した方がいいのではと思います。市民・議会・行政でいくのか、今のとおりでいいものなのか。市長や市長等という言葉がときどき出てきます。今までのも、これ協働で作る部分だったら、市民といった不特定多数のもので、一個人ではないですね。それで議会っていうのもそうですね。そういうふうになると、ここのところも市長じゃなくて、行政とかのほうが良いのでしょうか。ちょっと気が付いたので発言しました。
委員長	市長等というところに行政が入るかという点、事務局ご説明ください。
事務局	市長等を説明した部分が条例の中、第2条第2項の定義のところにございます。市長等とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、その他市の執行機関及び上下水道事業管理者を言うとしているところでして、解説にもありますが、いわゆるその行政を指すものを市の執行機関と呼んでいるんですけども、執行機関については、地方自治法第138条の4に規定されておりますので、具体的には先ほど申し上げたように、市長をはじめとして教育委員会等も含むとしております。ただ、委員の言われるように、市長等と行政の違いについて、もしかすると市民の皆さんにとっては行政と言われた方が分かりやすいのかなというところではあるんですけども、地方自治法上に則って、一旦はこのようにしておりますので、解説を読むことによって、ご理解をいただけるのかなと思います。執行機関というのも、もしかしたら分かりにくいかもしれませんが、代表して市長等と表現をしているところです。
委員長	よろしいですか。
委員	よいです。
委員長	ありがとうございます。他には何かございますか。よろしいですかね。また事務局からの提案があるかと思しますので、その際にいろいろご意見をいただければと思います。それでは次、議事の(3)の「その他について」、事務局から何かございますか。
事務局	その他については、特にございません。
委員長	ありがとうございました。それでは以上をもちまして終了させていただきたいと思います。皆様、活発なご議論を本当にありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局	委員長、ありがとうございました。皆さんの方におかれましても、長い時間もわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございます。次回につきましては、事前に調整させていただきました通り、9月30日水曜日の10時半から、市役所荷揚 BASE 6 階中会議室での開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、別途送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。
-----	---